

鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第 3 号

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 35 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

令和 2 年 11 月 18 日

鳥取県東部広域行政管理組合
消防局長 福 田 昭 英

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定

消防長又は消防署長が指定する消防機関の検査を受けなければならない防火対象物は、消防法施行令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち次のとおりとする。

- 1 消防法施行令別表第 1 (13)項ロ及び(17)項
延べ面積 300 m²以上のもの
- 2 消防法施行令別表第 1 (5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(12)項、(13)項イ及び(14)項
延べ面積 500 m²以上のもの
- 3 消防法施行令別表第 1 (11)項及び(15)項
延べ面積 1,000 m²以上のもの
- 4 消防法施行令別表第一(18)項
道路の全面をおおう延べ面積 300 m²以上のもの
- 5 消防法施行令別表第 1 (16)項ロ
延べ面積 1,000 m²以上のもの又は 1 から 4 の延べ面積以上を含むもの

附 則（鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第 1 号）

この告示は、昭和 53 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第 3 号）

この告示は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。